

原告団ニュース

2022年6月1日 第6号

女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話：090-7932-4291（日野）
Fax：050-7554-1968
saikadouno@gmail.com

女川原発再稼働差止訴訟 第3回口頭弁論 6月8日（水）11時～仙台地裁

10時～事前集会（裁判所前公園集合）／12時～13時 報告集会（仙台弁護士会館301号）

避難計画実効性の判断へ！

調査嘱託の回答を受け、重要な局面の法廷です！ 多くの皆さまのご参加をお願いします。

原告の申し立てに依じて、裁判所が宮城県へ求めていた「調査嘱託」の回答が5月18日に届きました。

裁判所が実効性の判断へ踏み込んだ重要な局面です。

今回は、既に3月20日に提出している「第八準備書面」とともにこの回答への見解と反論を主張する「第九準備書面」が中心です。

合わせて、この間情報公開請求で得た膨大な証拠書類の確認も行われます。

是非、女川原発再稼働のストップを願う多くの県民の皆様が傍聴して頂きますようお願い致します

女川原発2号機再稼働延長と裁判について

女川原発再稼働差止訴訟原告団 団長 原伸雄

東北電力は本年3月末、安全工事を完了の5回目の延長とそれに伴い、再稼働時期が2024年2月となることを発表しました。

理由は、原子炉を冷却する大量の水を貯蔵する直径50mに及ぶ圧力抑制室を補強が新たに必要となったと言うものであり、これは水素爆発防止策などとともに、原子力規制委員会の新規制基準審査適合にも疑問の生じる大問題です。

同時に、私たちは、危険な原発の再稼働を止める有力な方策として、避難計画に実効性が全く欠けていることに着目して、裁判所にその有無の判断を求める訴訟を闘って来ましたが、別掲のように、現在重要な局面を迎えています。当初の東北電力が計画した

2022年度以降とした再稼働前に、裁判所の判決を得たいとする私たちの方針は、東北電力の再稼働の延期表明には左右されることなく一貫したものです。

安全性への市民団体をはじめ県民世論の高まりの中で、早い段階での勝利判決を得たい

女川原発避難計画職員到着時間 宮城県「調査せず」

石巻市の住民17人が東北電力に女川原発2号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働差止めを求めた訴訟に関連し、重大事故発生時に宮城県の担当職員が避難地域時の検査場所に着くまでの時間を調査していることが18日分かった。原告側が仙台市内で記者会見を開いて

明らかにした。

避難計画に明記された検査場所は重大事故時に避難経路上に設置され、県と東北電が20カ所に計約900人を派遣して避難者の放射性物質検査などを行う。仙台地裁（斎藤充洋裁判長）の調査嘱託に対し、宮城県は職員が到着に要する時間を調査したことはない

を「調査したことはない」と回答。東北電の要員が到着するまでの時間についても「東北電が調査したかどうか把握していない」と答えたという。

原告弁護団の小野寺信一弁護士（仙台弁護士会）は「計画の実効性がないがしろになっている」と批判した。

仙台地裁は7月、原告側が申し立てた宮城県の調査嘱託の一部を採用した。

と考えておりますので、一層のご支援・ご協力をお願いいたします。



